

社会福祉法人信濃福祉

情報公開資料の閲覧等に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人信濃福祉（以下「本会」という）の情報公開を適切かつ円滑に行うため、閲覧手続や方法等を定めることを目的とする。

(管理)

第 2 条 本会の情報公開に関する事務は、事務長が統括管理する。

第 3 条 本会の情報公開の方法は下記のとおりとする。

- ①本会事務所での閲覧
- ②会報への記載
- ③ホームページへの記載

(閲覧に供すべき資料及び備え置き)

第 4 条 閲覧に供すべき資料は、次の資料とする。

- ①定款 ②役員名簿 ③事業報告書 ④収支決算書 ⑤貸借対照表 ⑥財産目録
- ⑦事業計画書 ⑧収支予算書 ⑨監事監査報告書

2 前項の全資料は本会事務所での閲覧とし、うち③④⑤⑥⑨については、当該事業年度開始後 3 ヶ月以内に備え、5 年間備え置くものとし、⑦及び⑧については、当該事業年度開始後 3 ヶ月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

3 閲覧資料のうち、会報への記載は②④⑧とする。但し、役員名簿は改選期のみとする。

4 閲覧資料のうち、ホームページへの記載は②③④⑤⑦⑧とする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第 5 条 第 3 条に定めた資料の閲覧を希望する者は、「閲覧申請書」に記入の上、申し込むものとする。

2 第 3 条第 1 項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第 3 条第 1 項に掲げる資料に限定している旨を説明する。

3 第 3 条第 1 項に掲げる資料の内容等に関して説明を求められた場合には、理事長の指定する職員がこれを担当する。

(閲覧時間及び場所)

第 6 条 閲覧時間は、本会の休日以外の日日の 10 時より 12 時及び午後 1 時 30 分より午後 4 時 30 分までとし、閲覧場所は、本会の事務所とする。

(資料の複写)

第 7 条 資料の複写を希望する場合は、その経費実費の支払いを要するものとする。

(規則の改廃)

第 8 条 この規則の改廃は、本会の理事長が決定する。

附 則

1. この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 13 年 4 月 1 日一部改正

閲 覧 申 請 書

社会福祉法人信濃福祉 殿

申請年月日 平成 年 月 日

申請者 _____

申請者住所 〒 _____

電話番号 _____

〈閲覧の目的〉				
〈閲覧対象資料〉（該当するものを○で囲んでください。）				
定 款	役員名簿	事業報告書	収支計算書	貸借対照表
財産目録	事業計画書	収支予算書	監事監査報告書	

受付番号		取扱者	
------	--	-----	--